

○藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 24 日告示第 39 号)

改正 平成 30 年 3 月 12 日告示第 12 号 平成 31 年 3 月 18 日告示第 9 号
令和 2 年 3 月 12 日告示第 18 号 令和 3 年 3 月 15 日告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金（以下「補助金」という。）について、藤崎町補助金等の交付に関する規則（平成 20 年規則第 15 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新築 新たに住宅を建築すること（既存住宅を除却し、同一敷地内に新たに住宅を建築する場合を含む。）。又は過去に居住用に供されたことがない建売住宅をいう。

(2) 中古住宅 過去に居住用に供されたことがある戸建て住宅をいう。

(交付目的)

第 3 条 補助金は、町内に自らが移住する目的で住宅を新築又は中古住宅を購入する若者夫婦に対し、必要な費用の一部を補助することにより、人口の維持と地域の活性化を図るとともに、藤崎町空き家等の適正な管理に関する条例（平成 25 年 9 月 12 日条例第 17 号）第 2 条に定める空き家等（以下「空き家等」という。）の適正な管理に寄与することを目的として交付する。

(補助の対象)

第 4 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日から実績報告までに、町外から転入し町内に住所を有していること。ただし、平成 28 年 12 月 1 日以降に転出し再転入していないこと。

(2) 交付申請の日において、満 45 歳未満であること。

(3) 5 年以上継続して定住すること。

(4) 前年度分の市区町村税に滞納がないこと。

(5) 町内会に加入していること。

(6) この要綱による補助を受けたことがないこと。

(7) この要綱による全ての必要書類を申請年度内に提出できること。

2 補助金の対象となる住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 新築の場合は、建物登記の原因及びその日付が平成 29 年 4 月 1 日以降の新築月日であり実績報告までに登記が完了した住宅とし、中古住宅を購入する場合は、令和 2 年 4 月 1 日以降に売買契約したものであること。

(2) 住宅（土地を購入した場合は住宅と土地）の所有権は、夫・妻のいずれか又は共有の名義であること。

- (3) 住宅の床面積は玄関、居室、台所、風呂、トイレを有する居住用部分が全体面積の2分の1以上で75㎡以上の住宅であること。
- (4) 住宅の建築又は購入に係る費用は、申請者が購入した土地の取得費を含めて新築の場合は1,000万円以上、中古住宅を購入する場合は700万円以上であること。
- (5) 住宅の建築、住宅の購入及び土地の購入の契約相手は、夫及び妻の3親等以内の親族でないこと。
- (6) この要綱による補助を受けたことがない土地又は住宅であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る契約書の写し
- (2) 住宅の居住用面積等が確認できる書類
- (3) 新築の場合は、住宅の位置図・平面図・立面図
- (4) 中古住宅を購入する場合は、住宅の間取り図
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(申請期間)

第7条 補助金の申請期間は例年4月1日から12月20日までとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合はその直後の平日とする。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の申請を受理したときはこれを審査し、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定通知書(様式第2号)又は藤崎町若者移住すまいづくり補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(内容変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が申請内容を変更又は取り下げるときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更(中止)申請書(様式第4号)を提出して承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときはこれを審査し、藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第8条及び第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、住宅の取得及び転入後、速やかに藤崎町若者移住すまいづくり補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る領収書の写し

- (2) 住民票謄本
- (3) 戸籍の附票（夫及び妻の平成 28 年 12 月 1 日以降の住所が分かるもの）
- (4) 前年度分の市区町村税の納税証明書又は滞納がないことを示す証明書（夫及び妻の分）
- (5) 建物（土地を購入した場合は住宅と土地）に係る登記事項証明書
- (6) 新築の場合は住宅の完成写真
- (7) 中古住宅を購入した場合は購入建築物の写真
- (8) 誓約書（様式第 7 号）
- (9) 町内会加入証明書（様式第 8 号）
- (10) その他町長が必要と認めるもの
（補助金の確定）

第 11 条 町長は、前条の実績報告を受理したときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めたときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第 13 条 町長は、前条の請求があったときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

第 14 条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な行為により交付決定を受けたときは、補助金を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定により補助金を取り消す場合は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金を返還させることができる。

5 前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還命令書（様式第 12 号）により交付決定者に通知する。

第 15 条 夫婦が 5 年以上継続して居住できないことになったとき及び町内会から脱退したときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金対象住宅からの異動報告書兼町内会脱退報告書（様式第 13 号）により速やかに町長へ報告し補助金を返還するものとする。この場合において返還する補助金の額は、5 年に満たない期間の年数に応じた額とする。ただし、夫婦のどちらかが居住できなくなった原因が、死別・離婚・単身赴任の場合は返還を免除する。

2 前項の規定により補助金を返還する額は、補助対象住宅に入居後又は町内会加入後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年を超え2年以内の時は、補助金の10分の8とする。
- (3) 2年を超え3年以内の時は、補助金の10分の6とする。
- (4) 3年を超え4年以内の時は、補助金の10分の4とする。
- (5) 4年を超え5年以内の時は、補助金の10分の2とする。

3 町長は、第1項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに報告内容を確認し、報告内容が認められる場合は藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還通知書（様式第14号）により補助対象者に通知する。

（補助金の返還免除）

第16条 町長は、補助対象者が天災等やむを得ない事情により第14条及び第15条に規定する要件を履行できなくなったと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第9号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日告示第18号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日告示第10号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象者	購入区分	補助金の金額
住宅を新築	住宅のみ	50万円
	住宅及び土地	80万円
中古住宅を購入	住宅のみ	30万円
	住宅及び土地	60万円

様式第 1 号(第 6 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更(中止)申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

町内会加入証明書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付確定通知書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 14 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 14 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還命令書
[別紙参照]

様式第 13 号(第 15 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金対象住宅からの異動報告書兼町内会脱退
報告書
[別紙参照]

様式第 14 号(第 15 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還通知書
[別紙参照]